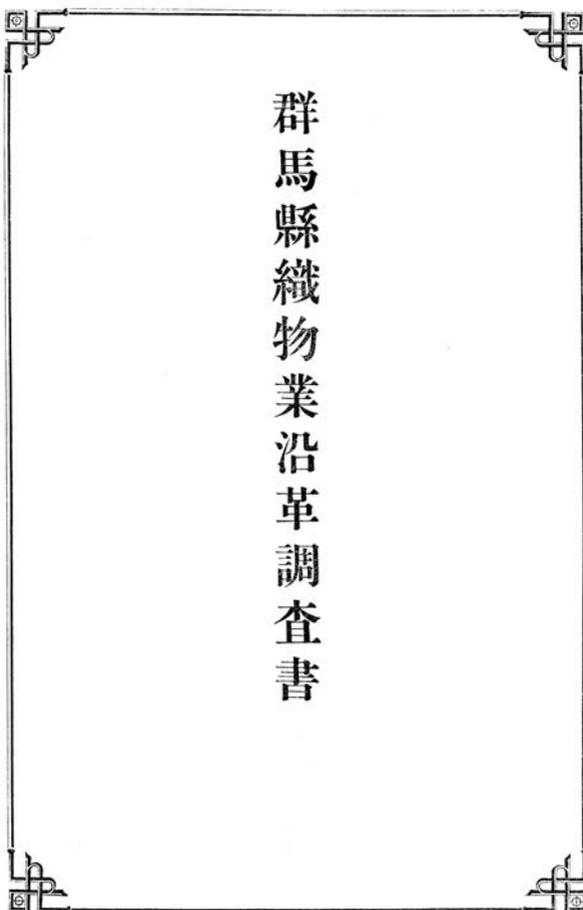


群馬県織物業沿革調査書

復刊版



群馬縣織物業沿革調査書

群馬地域文化振興会

群馬縣織物業沿革調查書

緒言

本編は本縣蠶絲業調査會に於て縣下織物業の沿革を調査したるものにして縣下織物業既往の事蹟を知るに於て裨益する所尠あからざるを以て之を印刷し當事者の參考に資すと云爾

明治三十七年三月

群馬縣内務部

群馬縣織物業沿革調査書

凡 例

- 一 此書は縣下織物業に關する事項の經過を記述し縣下織物業の沿革を知るの資とあすに在り
- 一 卷初に縣下全般に涉れる事項を記述し以下順次に縣下著名織物地の事項を記す
- 一 著名織物地の事項は項目を定めて各地に調査を囑托し昂めて遺漏なく記述せん事を記せり
- 一 行文の始終一貫せざるは調査を囑托せし各位の差出せる材料を其儘記載せしに因る

一縣下織物業の沿革を認むべきものにして此篇に漏れたるもの尠からざるべしと雖も先づ此篇を公にし將來の追加補正を俟つこととせり

一此書に記述せる事項は本會の是認したるものあれども編述は專任幹事にあるを以て之れが誤謬杜撰は此正せられん事を望む

群馬縣織物業沿革調査書目次

.....	和銅七年	一頁
.....	延喜年間	一頁
.....	二頁	
.....	寛文十二年	三頁
.....	享保年間	四頁
.....	天明元年	四頁
.....	同年	五頁
.....	同年	五頁
.....	同年	五頁
.....	天明二年	八頁
.....	享和年間	八頁
.....	文政年間	八頁
.....	明治九年	八頁

.....

延喜式所載本縣織物の輪調.....

仁田山絹及日野絹.....

織物一端の寸尺を定む.....

伊勢崎絹織物の製出.....

絹織物其他の改料を徴收せんとす.....

絹織物改料徴集に付百性一揆を起す.....

桐生より絹織物其他の連上免許願を差出す.....

絹織物其他の改料徴集令を取消す.....

百性一揆加擔者の處分.....

中野木綿織の製出.....

伊勢崎太織の製出.....

上武絹布業者の團結.....

上武絹布業者團結し規則を制定せるにより絹布職工者ある大		
小區に於ては毎戸洩れなく通達せしむ	同	九年九頁
本縣各地に於ける特種織物製出		明治十二年九頁
伊勢崎太織會社の設立		明治十三年九頁
機産社の設立	同	九年九頁
吉田内務書記官來縣取調の織物景况		明治十六年一〇頁
本縣に於て同業組合準則を發布す		明治十八年一二頁
本縣に於て織物業組合取締規則を發布す		明治二十七年一二頁
本縣に於て織物業組合取締規則施行細則を發布す	同	年一六頁
本縣に於て織物業取締規則を改正す		明治二十八年一七頁
本縣に於て再び織物業組合取締規則を改正す	同	年一八頁
本縣に於て織物業取締の儀に付告諭を發す	同	年一九頁
縣下織物業組合の調査	同	年一九頁
重要輸出品同業組合法發布		明治三十年二〇頁

本縣は織物業粗製に關し告諭を發す……………明治三十三年 二一頁

自明治十一年至全三十四年織物統計表……………二二頁

群馬縣織物業沿革調査書

本縣に於ける織物の起源は口碑によれば頗る往昔にあるが如くなれども史上に傳ふる處は和銅年間より絁を輸調とすることを許されたることを明かにするのみ即ち左の如し

續日本記

和銅六年五月癸酉相模、常陸、上野、武藏、下野五國輸調元來是布也自今以後絁布並進

全 上

和銅七年正月甲申相模、常陸、上野、三國始輸絁調但欲輸布許之

延喜年間に至りては斯業頗る發達したるもの、如し即ち延喜式に載する處の本縣織物の輸調は左の如し

内 藏 寮

諸國年新供進

絶八百五十疋の内

調 二百 疋

白一百疋參河國所進
色一百疋近江國所進

交易六百五十疋

遠江美濃加雲因幡武藏上總上野七箇國各五十疋但馬二百疋播磨一百疋

商布一萬八千段

交易武藏下總二國各三千段上總常陸二國各四千段上野下野二國各二千段

民部 下

交易雜物

上野國 純五十疋布一千五百九段商布
七千七百卅一段二尺二寸八分

主計上

上野國

調緋帛五十疋紺帛五十疋黃帛八十疋椽帛十三疋純三百十疋紺布五十端縹布十五端黃布卅端榛布卅五端、
、、自餘輸布

庸輸布

主稅上

祿物價法

上野絹一疋直稻九十束綿一屯直稻八束

何年の頃よりなる乎上野の絹織物として仁田山絹、日野絹と並び稱せられ國産として諸書に記載せられあり而して此二者は產地東西に相隔れるを以て其起源の如きも各據るべき確證あれば其先後を明かにするを得べしと雖ども今や知るに由あきを以て共に本縣古來よりの織物として其系統の沿革を掲ぐるに過ぎるなり

仁田山絹は其系統を現時の桐生織物に遺し純を織出したるの時代より斯業の進歩と共に其術を精しくし東

國に於ける精巧なる絹物地として西京西陣の織物地を壓せんとするの勢あり(桐生織物沿革調査書参照)

日野絹は(日野絹の名稱は上杉顯定綠野郡平井に在城せし以來平井は頗る繁華を極めたるが如し即ち甲陽軍艦北條五代記等に平井は繁華の地にて京より紅霧松霧櫻霧藤霧上霧とて白拍子五人其下にいたいけ美人しつさ美人など云下り居て賑し故侍武を忘れたるまゝ亂を成す云々と記せるを以て知るべし而して平井に接近せる日野も名邑なりし平和調榮比の部に絹に云日野は上野の名邑なりと記せり當時日野に高橋某なるものあり専ら絹買入を業とせり故に世俗其絹を呼んで日野絹と稱せしあらんと口碑に傳ふ平井の築城は應仁元年と文明十年との二説ありて何れとも定め難く落城は天文二十年より二十一年あるを以て其間七八十年ならん而して平井落城後は漸次衰微せしを以て絹の賣買も自然藤岡町に移轉したるあらん)其系統を高崎の生絹織物に傳へ縣西部に屬する群馬、碓氷、甘樂、片岡、多胡、綠野の諸郡専ら製出し武州にありては秩父、兒玉の諸郡製出し市場は綠野郡藤岡町(上野國志に藤岡はよき町也坊街曲尺の如し東西あるものを動堂と云南北なるものを笛木と云古は城有りし所也)動堂及び笛木の兩所に交互開き其他高崎町を始めとし(高崎織物沿革調査書参照)富岡、安中等に開市せるが如し而して生絲の海外輸出開けしより從來生絹に使用せし生絲は専ら輸出用に充てしを以て現今は大に其産額を減じ僅かに之を製織するに過ぎず又貞享元祿の頃は日野絹を桐生市場にも販出せしと見え同年代の仕切書に日野何疋云々とあり寛文十三年五月幕府は令して絹木綿一端の寸尺を二丈六尺と定む

享保年間に至り佐位郡伊勢崎町地方に於ても絹を製出し盛に他國へ輸出せりと云ふ蓋し桐生は當時にありては絹より精巧のものを製出するに至りしならん(伊勢崎町當時の織物は今日の太織とは同じからざるべし)天明元年丑六月絹織物其他眞綿等の改料を徵集せんとし百姓等一揆を起せり其發端たる觸出左の如し

上州綠野郡金井村

半 兵 衛

同國同 郡新町宿問屋

源 左 衛 門

同 同宿本陣兼名主 五 左 衛 門

右之者共武州上州村々より織出し候諸端物類並絲眞綿賣捌方近來市場不取締候に付買主より損失も多き趣に付右二ヶ國村々四十七ヶ所の市場へ端物並貫目所十ヶ所相建度旨御勘定奉行へ願出糺の上諸國より買取候端物員數絲綿貫目改代付共に帳面に記賣人買人印形候へば銘々買取候品員數直段共に慥に相知候に付買主損失も無之様に相成端物一疋に付銀二分五厘絲百匁に付銀一分眞綿一貫匁に付銀五分づゝ買人より改料取立市場の儀も上下市場等有之分は不片寄候様上下に市場相建賑合様に可相成由に付右願人申上候通先三ヶ年を限り改所建候儀差免候當丑七月廿日より端物並絲綿等買取高改候筈に候間諸國より罷出候者共端物絲眞綿買取候員數貫目等改所へ申談帳面に記改料差出是迄の通無異論買請可申候右之通江戸町々國々御領私領寺社領在町共に不洩候様可知觸者也

丑 六 月

右の通御觸ありしより同七月二十日の市場には買人更に來らず殆んど休市の姿に至れりと云ふ因て絹絲眞綿を賣出して副業とあし居る村落の百姓等は大に難儀の趣き申立たるも其意を達すること能はざりしが全年八月十日の夜百姓等の一揆徒黨を引起し甘樂郡小幡町の某宅へ乱入し連判帳なるものを奪取り該帳へ記入しある發起者始め加盟者の居宅其他を破潰せんとて全月十一日の夜より相始め所々にて居宅倉庫等を破潰し頗る亂暴を極めたり全月十二日の夜に至りては其勢殆んど前夜の三倍にも相成り倉賀野宿に至り全町より高崎町に入らんとせり然るに高崎藩にて此事を聞き捨置き難き儀となし夫々防禦の手配をあし鐵砲數十挺を供へ威迫的に發砲したるに一揆等之を恐れ四方に散亂し多少の怪我人ありたるも騒動は鎮靜せり改料徴集出願に加盟せしものは六十四人にして甘樂郡、綠野郡、群馬郡に涉れり故に一揆に加はりし者も群馬郡、片岡郡、綠野郡、甘樂郡、碓氷郡の人々なり

以上は西毛に於ける騒動の一斑なれども東毛の桐生地方に於ても該件に就ては困難の趣きを以て左の願書を差出したる

乍恐以書付御訴訟奉申上候

上野國山田郡桐生領五十四個村惣代

御領私領何村々

願人 何

某